

平成27年12月策定
平成29年12月改定
令和2年2月改定
令和8年 月改定

長崎県国土強靭化地域計画(素案)

令和8年 月改定



目 次

1. 長崎県国土強靭化地域計画策定の目的、趣旨	2
2. 長崎県の特徴、想定される大規模自然災害	4
(長崎県の特徴).....	4
(地勢に関する特徴).....	5
(長崎県において想定される大規模自然災害).....	6
3. 長崎県国土強靭化地域計画の基本的考え方	11
(取組の基本的な姿勢).....	11
(想定するリスク).....	13
(目標).....	13
(リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)).....	13
(施策分野).....	15
4. 脆弱性の分析、評価、課題の検討	16
5. 施策分野ごとの推進方針	19
①【リスクコミュニケーション】.....	19
②【老朽化対策】.....	19
③【離島・半島対策】.....	20
④【南海トラフ地震に備えた防災対策の強化】.....	21
⑤【人材育成】.....	21
⑥【官民連携】.....	21
⑦【デジタル活用】.....	22
⑧【行政機能/警察、消防/教育等】.....	23
⑨【住宅・都市、環境分野】.....	25
⑩【保健医療・福祉分野】.....	28
⑪【産業分野(情報通信、エネルギー、産業構造)】.....	29
⑫【農林水産分野】.....	31
⑬【国土保全・交通、物流】.....	32
6. 施策の重点化	35
7. 計画の推進体制	37

1. 長崎県国土強靭化地域計画策定の目的、趣旨

今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう、地域住民の力を向上させることが必要であることから、平成25年12月11日、国土強靭化基本法が施行された。

この法律の目的、基本理念は以下のとおりであり、第四条において地方公共団体の責務、第十三条において地域計画の策定について規定されている。

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(抄)

(目的)

第一条 この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下単に「大規模自然災害等」という。）に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくり（以下「国土強靭化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靭化基本計画の策定その他国土強靭化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靭化推進本部を設置すること等により、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 國土強靭化に関する施策の推進は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靭化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(国土強靭化地域計画)

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靭化地域計画」という。）を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該

都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

もとより、都道府県は災害対策基本法に基づき、地域防災計画を策定し、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図るため、様々な防災対策を行っているところであるが、国土強靭化基本法の理念、責務に基づいて、自然災害のリスクを踏まえ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような強靭な行政機能、地域社会を事前につくりあげることが重要である。

長崎県が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえ、住民の生命と財産を守り、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを進める必要性に鑑み、国土強靭化の施策を総合的かつ計画的に推進するため、長崎県国土強靭化地域計画を策定する。

なお、本計画における「強靭な県土づくり」は、国連が掲げる「持続可能な開発目標（SDGs）」※1で目指す方向性とも一致するものであり、その実現に向けて、本計画を計画的に推進していく。

※1 「持続可能な開発目標（SDGs）」

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標。

持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することを目指している。

本計画では、このSDGsの理念を踏まえながら関係する以下の取組を推進し、国際社会の一員として、SDGsの達成に貢献することで、県民の皆様が安心して暮らせるような持続可能なまちづくりを推進していく。

（関係する取組）

 9 産業と技術革新の基盤をつくる	強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
 11 持続可能な都市をつくる	包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

2. 長崎県の特徴、想定される大規模自然災害

長崎県国土強靭化地域計画を策定するに当たっては、長崎県が有する地勢、気象条件、想定される自然災害（これまで長崎県に被害をもたらした自然災害）等の地域特性を踏まえてリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定や課題、対応方策の検討等を行い、長崎県の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定することが必要である。以下に長崎県が有する地勢や気候の特性及び想定される大規模自然災害について示す。

（長崎県の特徴）

～災害に関する特徴～

①豪雨、台風、土砂災害の危険性

長崎県における気候の特性として、梅雨前線の活発化による豪雨や台風の接近、上陸による強風、高潮等の被害を受けてきた。また、地勢は平坦地に乏しく、いたるところに山岳、丘陵が起伏しており、急傾斜地が多く、土砂災害警戒区域の指定が 38,343 箇所、全国 2 位（令和 7 年 9 月末現在）となっているなど、土石流や地滑り、急傾斜地の崩壊といった土砂災害の危険性が非常に高い。また、豪雨やあびき（湾や港内の海面が数分から数十分の周期で昇降を繰り返す現象。潮位の副振動。）による低地での浸水も想定される。昭和 32 年の諫早豪雨、昭和 57 年の長崎豪雨、平成 3 年の台風 19 号、令和 2 年 7 月豪雨などで多大な被害が発生した。

②火山災害の危険性

平成 2 年から平成 7 年にかけての雲仙普賢岳噴火による災害では、火碎流や土石流被害が頻発し、災害対策基本法に基づく警戒区域が市街地で設定されたことで住民生活や経済活動に長期間深刻な影響を及ぼすとともに、死者、行方不明者 44 人、住家被害 1,399 棟、非住家被害 1,112 棟という甚大な被害が生じた。火山災害は長期にわたる多方面への被害が懸念され、噴火への警戒、国や気象台等関係機関との緊密な連携による情報収集や伝達体制の維持及び溶岩ドーム崩壊への適切な対策を講じていく必要がある。

③南海トラフ地震など地震・津波への対応

令和 7 年 3 月 31 日、国は、南海トラフ地震の被害について、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の策定から 10 年が経過することから、最新の知見や防災対策の進捗等を踏まえ、想定される震度分布や津波高、浸水区域を再計算し、新たな被害想定を公表した。

新たな被害想定では、見直し前と比較して、津波による 30 センチメートル以上の浸水地域と避難者数が、全国で約 3 割増加している。

本県においても、同様に津波による浸水地域が拡大し、死者数が最大で、平成 26 年公表時の 80 人から 500 人に、要救助者数が 400 人から 1,100 人になるなど、被害想定が大きく拡大している。

この被害想定の見直しに伴い、国は、本県の意見などを踏まえ、津波に対する防災対策を実施していくため、長崎市、佐世保市、諫早市、平戸市、五島市、西海市、雲仙市、新上五島町を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定した。

これを受け、県では、津波からの防護や円滑な避難、救助などを定めた「南海トラフ地震防災対策推進計画」を策定し、各種対策に取り組んでいく必要がある。

また、令和 4 年には、国から、長崎県近海の海域活断層による地震の長期評価が公表され、今後、これらに起因する地震や津波による震度や浸水、被害予測の詳細調査が必要である。

(地勢に関する特徴)

④斜面に市街地が密集

地形の特性から、長崎市や佐世保市等、斜面に市街地が密集している地域が存在する。このような斜面地は、地震時等に大規模火災のリスクが高いことや、道路が狭く緊急自動車等の進出が困難となるケースが考えられ、計画的な改善整備に取り組む必要がある。

⑤多くの離島・半島地域

県土の約 38%、県人口の約 9%が離島地域(離島振興法指定有人島)、県土の約 35%、県人口の約 21%が半島地域(半島振興法指定半島振興対策実施地域)となっており、交通ネットワークの整備や海上輸送、空中輸送の体制整備など特別な配慮が必要となる。

～社会環境に関する特徴～

⑥人口減少・高齢化

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」によると、本県の人口は令和 2 (2020) 年の 131 万人から 2050 年には 87 万人に減少し、高齢人口比率は 33% から 43% に上昇すると推計されている。人口減少、高齢化の進行は、地域コミュニティの希薄化、地域防災力の低下につながるおそれがある。

（長崎県において想定される大規模自然災害）

■大雨、豪雨

長崎県においては、前線活動の活発化、特に梅雨前線が停滞し、前線上を低気圧が通過するときや、前線に向かって南から暖かい湿った空気が流れ込むとき、大雨となることが多い。

[過去の被災事例]

○昭和 32 年 7 月の諫早豪雨

昭和 32 年 7 月 24 日夜から 25 日朝にかけて、華中から東進してきた低気圧が黄海に進むころから、梅雨前線は次第に活動が活発となり、25 日 9 時には黄海南部の低気圧からチエジュ島の南、長崎県中部を経て四国沖に達しており、チエジュ島付近から九州西部にかけて各所で雷を伴った強い雨が降っていた。

その後、梅雨前線は 26 日まで引き続き長崎県中部で南北に振動を続け、この間、雷を伴った記録的な大雨が降った。この大雨はきわめて局地性が強く、大村・諫早・島原・熊本を結ぶ幅約 20 km、長さ約 100 km の細長い帯状の地域に集中し、本県で死者 705 人、行方不明者 77 人の被害が発生した。

○昭和 57 年 7 月の長崎豪雨

昭和 57 年 7 月 23 日に九州北部で活発になった梅雨前線により、長崎市で記録的な大雨となり、山崩れ、土石流、河川の氾濫などの大きな災害をもたらした。

長与町役場で観測した 1 時間雨量 187 ミリは日本歴代 1 位の記録的大雨であり、本県で死者 294 人、行方不明者 5 人の被害が発生した。

○令和 2 年 7 月豪雨

令和 2 年 7 月 3 日から、日本付近に停滞していた前線の影響で、温かく非常に湿った空気が継続して流れ込み、7 月上旬から下旬にかけて、九州北部付近を中心に広い範囲で大雨となった。

県内各地で時間雨量の地点観測史上 1 位を更新する豪雨に見舞われ、7 月 6 日、長崎市ほか県内 6 市町に大雨特別警報が発表された。

当該豪雨により、住宅浸水、がけ崩れ、道路の浸水損壊、配電の寸断などの被害のほか、7 月 10 日、対馬市で 1 人が川に流され、また、7 月 25 日、諫早市轟崎におけるがけ崩れにより 2 人の命が失われた。

○令和 3 年 8 月の大雨

令和 3 年 8 月 11 日以降、日本付近に停滞していた前線に向かって温かく湿った空気が流れ込み、前線の活動が活発となり、西日本から東日本の広い範囲で大雨と

なり、8月12日には、九州北部地方で線状降水帯が発生し、九州北部付近を中心広い範囲で大雨となり、県内市町に大雨特別警報が発表された。

当該豪雨により、雲仙市で3人が、西海市で2人が亡くなるとともに、住宅の全壊、床上浸水、がけ崩れ、道路の損壊、河川の護岸崩壊、農地・農林業関係施設などの被害が発生した。

■台風による強風、大雨、高潮、高波

長崎県は、台風の常襲地域であり、その接近、上陸により、人的・物的に大きな被害を受けてきたが、台風の周りには活発な雨雲がとりまいており、強風とともに大雨をもたらし、洪水、浸水害、土砂災害等を発生させる。また、台風や低気圧の接近で気圧が下がると海面上昇による高潮災害、高潮と重なっての高波による浸水害が発生することがある。

[過去の被災事例]

○昭和62年8月31日の台風第12号

台風第12号は8月31日0時に福江市の西約90kmの海上を通過し、31日4時頃対馬のごく近くの西海上を北東進した。福江の最大風速は31.3メートル、最大瞬間風速は55.6メートルの観測史上最大の風速を観測した。また、厳原では最大風速は21.8メートル、最大瞬間風速は52.1メートルを観測した。本県で死者2人、建物全壊17棟、半壊37棟の被害が発生した。

○平成3年9月27日の台風第19号

台風19号は大型で非常に強い勢力（中心気圧940hPa、中心付近の最大風速50メートル、風速25メートル以上の暴風域の半径300km）を保ったまま27日16時過ぎに佐世保市の南に上陸した。この台風による最大風速は長崎で25.6メートル、佐世保で17.6メートル、最大瞬間風速は長崎で54.3メートル、佐世保で42.1メートルと記録的な暴風となり、本県で死者5人、負傷者257人、建物全壊158棟、半壊2,453棟の被害が発生した。

○令和2年9月7日の台風第10号

9月1日に小笠原近海で発生した台風第10号は、特別警報級の勢力で北上し、9月7日3時に新上五島町を中心気圧945hPa、中心付近の最大風速45メートルの大型で非常に強い勢力で通過し北上した。長崎県では、6日夜のはじめから7日昼前にかけて風速25メートルの暴風域に入った。

6日から7日までの総降水量は福江で178.5ミリ、上大津で165.5ミリ、雲仙岳で123.5ミリ、有川で107.5ミリを観測した。最大瞬間風速は、野母崎で59.4

メートル、鰐浦で 48.9 メートルのほか 6 地点で観測史上 1 位の値を更新する暴風となり、重傷者 2 名を含む 16 人の人的被害に加え、家屋や施設の損壊、農林水産、港湾等の施設で大きな被害が発生するとともに、5 万人を超える方が避難所へ避難するほか、停電が最大で 17 万 3,600 戸であった。

■火山災害

長崎県には活動火山である雲仙岳が存在し、火山活動に伴う各種災害（地震、噴火、降灰、火碎流、火災、土石流、泥流、溶岩流、火山活動の活発化に伴う溶岩ドームの崩壊等）による災害が想定される。（111 の活火山のうち、雲仙岳を含む 50 火山については、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を適確に発表するために、地震計等の火山観測施設を整備し、関係機関からのデータ提供も受け、火山活動を 24 時間体制で常時観測・監視されています（常時観測火山））

【過去の被災事例】

平成 2 年 11 月に始まった雲仙普賢岳の噴火は、平成 7 年 2 月までの 4 年 3 ヶ月にわたり継続し、火碎流や土石流が頻発した。死者、行方不明者 44 人、住家被害 1,399 棟、非住家被害 1,112 棟という甚大な被害が生じ、特に平成 3 年 6 月 3 日の大規模火碎流では死者、行方不明者 43 人、負傷者 9 人、建物損壊 179 棟の被害が発生した。

災害対策基本法に基づく警戒区域が市街地で設定されたことで、住民生活や経済活動に長期間深刻な影響を及ぼした。火山活動の結果、山頂付近には 1 億 m^3 の溶岩が不安定に堆積しており、溶岩ドーム崩壊の恐れがあることから現在も警戒区域が設定され、一般の立入が制限されている。

■地震、津波

平成 17 年度の地震等防災アセスメント調査においては、雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動で建物被害 34,262 棟、死者数 2,001 人等の被害を想定しており、地震時の地震動、液状化、斜面崩壊、建物倒壊、火災、津波等による物的、人的被害が想定される。

【過去の被災事例】

○寛政 4 年（1792）4 月 1 日の島原大変

M6.4 の地震により島原で眉山大崩壊、対岸にも押し寄せた津波で死者 1.5 万人の被害が発生した。

○大正 11 年 (1922) 12 月 8 日の千々石湾における地震 (島原地震)

M6.9 の地震 (1 時 49 分) により北有馬を中心に、死者 23 人、家屋倒壊、煙突倒壊、水道管破裂の被害、M6.5 の地震 (11 時 2 分) により小浜を中心に死者 3 人、家屋倒壊の被害が発生した。

○昭和 59 年 8 月 6 日の島原半島における地震

M5.7、5.0 の地震により小浜、千々石を中心に家屋一部損壊、石垣墓石倒壊の被害が発生した。

○平成 17 年 3 月 20 日の福岡県西方沖地震

壱岐市で震度 5 強を観測し、負傷者 2 人、住宅全壊 1 棟、住家一部破損 16 棟の被害が発生した。

○平成 28 年 4 月 16 日の熊本地震

南島原市で震度 5 強を観測し、住宅一部破損 1 棟、がけ崩れ 1 箇所、ブロック塀損壊 1 箇所、水道断水 35 戸の被害が発生した。

■渴水

長崎県の水利特性は、流路延長が短い急勾配の中小河川が多く、平地が少ないとめ河川の保水能力が低いという地勢に加え、年間降水量の多くが梅雨時期と台風期に集中する気象条件等から、水資源に恵まれない特性を有し、過去に深刻な渴水被害を受けてきた。

[過去の被災事例]

○平成 6 年の渴水

平成 6 年は、1 月から 5 月までは平年よりやや少ない程度の降水量であったが、梅雨入り後は、梅雨前線の活動が不活発で、晴れる日が多く降水量も少なかった。梅雨明け以降も、高温・少雨・多照の傾向は 7 月、8 月と続き、日最高気温、月平均気温の最高値、月降水量の最小値等が各地で更新され、9 月以降も続いた少雨傾向は平成 7 年 2 月まで継続した。平成 6 年渴水の降雨の特徴は、空梅雨とともに 7 月、8 月の降水量が県本土の観測所で、平年比の 10% 前後と極端に少ない状態で、9 月以降も 50% 以下の降水量しかなく、梅雨期から台風期にかけて降水量が多い時期に異常な少雨傾向が継続したことである。

県内 79 市町村のうち 25 市町村において給水制限が実施され、佐世保市においては 1 日平均 20.5 時間の断水となるなど、県民生活、経済活動に多大な被害が生じた。

○平成 19 年の渇水

平成 19 年 1 月は、巣原を除く県内各地で平年比の 30%から 40%程度の降水量であった。2 月から 5 月はおおむね平年並みの降水量であったが、6 月は各地で平年比の 30%程度以下と極めて低い降水量となった。7 月は平年よりやや多い降水が各地で観測されたが、8 月から 11 月は再び少雨傾向となり、県内各地で平年比の 50%以下の降水量で、年間としては平年の約 7 割程度の降水量となった。

水道用ダムの貯水率は、平成 20 年 2 月 25 日に 53.3%（県全体）を観測し、貯水率の低下に伴い、佐世保市や平戸市等で減圧給水制限や河川からの緊急取水を実施した。

■山林火災

[過去の被災事例]

○令和 7 年の林野火災

全国各地で、林野火災が発生する中、五島市において、令和 7 年 4 月に林野火災が発生し、約 6 ヘクタールを延焼したが、幸いにも、人的被害や住宅等の被害が発生することなく、翌 8 日に鎮圧され、10 日に鎮火が確認された。

火災発生以降、五島市消防本部と消防団による地上からの消火活動に加え、県においても、五島市からの要請を受け、県防災ヘリコプターを出動させるとともに、陸上自衛隊に対して災害派遣要請を行い、連携して空中からの消火活動を行った。

また、県においては、長崎県広域消防相互応援協定に基づき、協定締結後初めての広域応援要請を行い、地上からの消火活動にあたった。

3. 長崎県国土強靭化地域計画の基本的考え方

（取組の基本的な姿勢）

長崎県の強靭化に取り組むにあたって、インフラの老朽化・耐震対策等の「ハード整備」と有事即応体制の強化や地域防災力の充実強化などの「ソフト対策」の両輪で取組を進める。

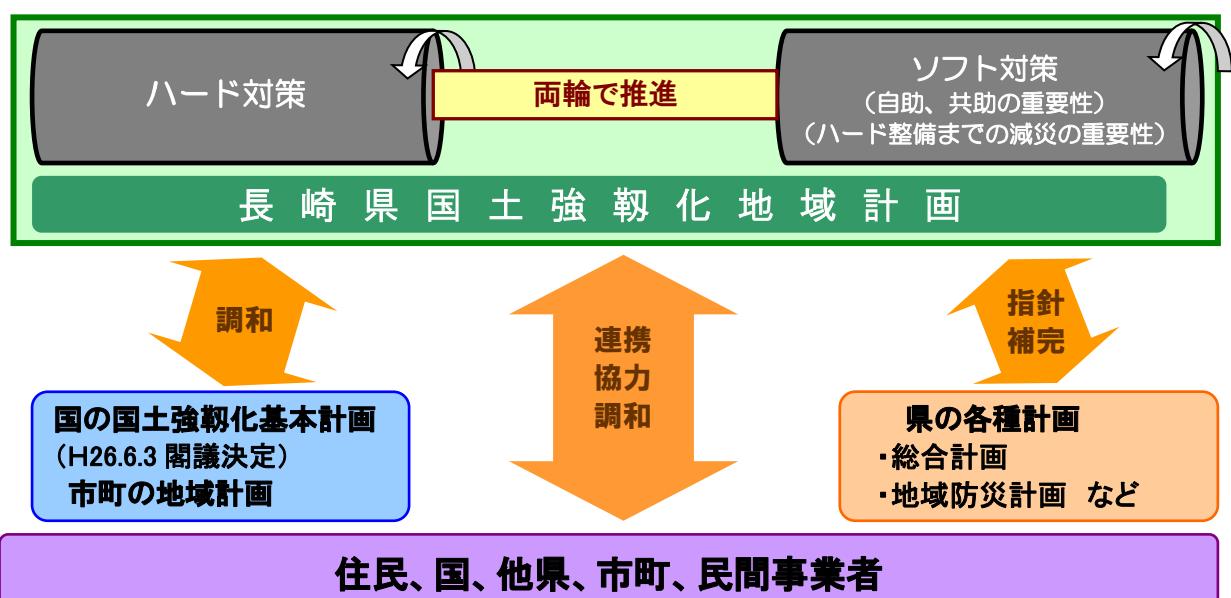
その際、能登半島地震などの近年の災害や南海トラフ地震防災対策推進地域の指定、過去に経験した災害や地勢等の特徴を踏まえることに加え、地域コミュニティの希薄化やこれまでに整備した大量の公共施設の機能維持が重要な課題であるといった社会情勢の変化を見据える視点も重要である。

インフラ整備という性質上、効果発現に一定の期間と費用を要するハード整備と、整備期間中の減災効果が期待できるソフト対策の強化については、長期的な視点や既存資源の有効活用等の観点に立って両輪で取組むことで切れ目のない強靭化を目指すとともに、デジタル技術の活用を進めることが重要である。

また、自助、共助、公助の役割を適切に踏まえ、特に大規模災害時には行政の迅速な支援（公助）には限界があり、状況に応じた迅速な避難や自分自身の命を守る意識と行動（自助）、近所で協力して救出活動や避難誘導を行う仕組み（共助）により被害の軽減が期待できることから、「自助、共助の重要性」を認識し、家庭や学校、地域での防災力の強化に繋がる啓発や防災情報発信の充実に努める。

さらに、国や大規模災害時に相互応援を実施する他県、より住民に密着した分野で行政や社会経済活動を担っている市町や民間事業者、NPOなどのボランティア団体等と連携・協力しながら強靭化を推進する。

なお、長崎県総合計画や長崎県地域防災計画等の計画に対し、指針を合わせるとともに、相互補完として機能し、双方向でより実践的な計画となるよう努める。



長崎県総合計画みんなの未来図2030（2026年度～2030年度）

まち

激甚化・頻発化する災害から県民の生命や財産を守り、将来にわたり生活や経済を支える安全・安心で持続可能なインフラを備えた魅力的な地域を目指します

- ① 災害に強く、持続可能なインフラ施設の整備・管理により、県民の安全を守る強靭な県土づくりが進んでいます。
- ② 防災・危機管理体制の構築や地域防災力の向上により、災害をはじめ様々な危機から県民の命を守る体制づくりが進んでいます。
- ③ バスや地域鉄道などの地域公共交通に加え、新たなモビリティサービスの導入により、県民の移動手段が確保されています。
- ④ 国内最先端のドローン実証やサービスの実装が進み、地域課題の解決に活用が図られています。

基本戦略 1

災害に強い県土をつくる

〔新たな取組等〕

- 地震アセスメント調査結果に基づく防災対策の見直し
- 南海トラフ地震の防災対策の推進
- 孤立集落対策のためのヘリや船舶の活用促進
- 避難所環境の向上に向けた市町の取組に対する支援
- 長大橋のメンテナンスにおける官民連携

主な目標

安全・安心で災害に強い
まちづくりが進んでいると
思う人の割合

43.5%(R7)から
65%に上昇

充実・強化する取組等

県民の暮らしと命を守る強靭な県土づくり

- ・橋梁や岸壁、上下水道等の耐震化
- ・河川の整備、ダムの整備、土石流・地すべり・急傾斜地崩壊対策施設整備の推進
- ・建築物、住宅の耐震化
- ・建設業におけるインフラDXなどによる生産性向上

災害などさまざまな危機から県民の命を守る体制づくり

- ・24時間の警戒・監視体制、総合防災ネットワークシステム等の充実
- ・南海トラフ地震や近年の災害を踏まえた総合防災訓練の実施
- ・自主防災組織の結成を促進するための研修等の実施、地域防災リーダーの育成
- ・地元自治体や他県と連携した佐世保港のすみ分け実現等の基地対策の推進

(想定するリスク)

長崎県に被害を与えるリスクとしては、自然災害の他に大規模事故や原子力災害なども考えられるが、これまで本県において被害が発生した災害や、国の基本計画の想定が大規模自然災害とされていること等を勘案し、本地域計画が想定するリスクは、長崎県において想定される大規模自然災害全般とする。

(目標)

長崎県の強靭化を総合的、計画的に推進するためには、明確な目標の下にリスクシナリオ（最悪の事態）の設定や課題、対応方策の検討を行うことが重要である。

大規模自然災害から生命、身体及び財産の保護を図り、大規模自然災害の地域社会に及ぼす影響を最小化するという理念及び多くの離島・半島を有する本県の特性、国の基本計画が定める目標に即するという観点を踏まえ、5つの基本目標、9の事前に備えるべき目標を設定する。

[基本目標]

- ①人命の保護が最大限に図られる
- ②本県及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興
- ⑤南海トラフ地震に備えた防災対策の強化

[事前に備えるべき目標]

- ①あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ。
- ②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限に防ぐ。
- ③必要不可欠な行政機能を確保する。
- ④経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑤情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑥社会・経済が迅速かつ強靭な姿で復興できる条件を整備する。
- ⑦離島・半島の孤立地域の発生を回避する。

(リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態))

脆弱性の分析・評価、対応方策の検討を行うにあたり、事前に備えるべき目標に応じてリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定する。国の基本計画

に定めるリスクシナリオを基本としつつ、本県の特性に応じた火山災害（雲仙岳）、溶岩ドーム崩壊や離島・半島における孤立地域の発生という事態を加えた 35 のリスクシナリオを設定する。

脆弱性の分析・評価、対応方策、重要業績指標の設定については、別紙のとおり。

県 国 土 強 鞠 化 地 域 計 画 リ ス ク シ ナ リ オ

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
① 人命保護が最大限に図られる	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものも含む）
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
		1-6	火山噴火や火山噴出物・火砕流堆積物の流出等（雲仙岳）による多数の死傷者の発生
		1-7	暴風雪や豪雪、防風等に伴う多数の死傷者の発生
② 本県及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限布瀬ぐ	2-1	警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7	被災地での感染症の大規模発生
③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	長崎県内の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
④ 迅速な復旧復興	4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による競争力の低下
		4-2	コンビナート（松浦市・新上五島町）・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-5	異常渴水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-6	農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下
		5-1	テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
⑤ 南海トラフ地震に備えた防災対策の強化	5 情報通信サービス、電力等のライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-2	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上下水道等施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域の合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響
		6-7	住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
7	あらゆる自然災害が発生したとしても、離島・半島の孤立地域の発生を回避する	7-1	離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生

（施策分野）

長崎県国土強靭化地域計画に関する施策の分野は、以下の7つの横断的分野と6つの個別施策分野とする。

[横断的分野]

- ① リスクコミュニケーション
- ② 老朽化対策
- ③ 離島・半島対策
- ④ 南海トラフ地震に備えた防災対策の強化
- ⑤ 人材育成
- ⑥ 官民連携
- ⑦ デジタル活用

[個別施策分野]

- ⑧ 行政機能/警察、消防/教育等
- ⑨ 住宅・都市、環境
- ⑩ 保健医療・福祉
- ⑪ 産業（情報通信、エネルギー、産業構造）
- ⑫ 農林水産
- ⑬ 國土保全・交通、物流

4. 脆弱性の分析、評価、課題の検討

リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)への対応方策を検討するためには、脆弱性を分析、評価し、その脆弱性を克服して強靭な長崎県をつくるための課題を適切に認識することが必要である。脆弱性の分析、評価、課題の検討についてのポイントを長崎県の特徴に沿って以下に示す。

①災害

昭和 57 年の長崎豪雨、平成 3 年の台風 19 号等、豪雨や台風によって土砂災害や強風による被害を受けてきた本県においては、河道掘削、築堤、洪水調節施設や土砂災害に対する施設の整備、土砂災害警戒区域の指定、市町による洪水ハザードマップの作成などの取組を推進してきた。

気候変動による災害の激甚化、多発化が進む中で、施設整備については、引き続きコスト縮減を図りながら投資効果の高い箇所に重点的、集中的に行っていく必要がある。

また、市町が作成に取り組んでいる洪水ハザードマップや内水ハザードマップについては、全エリアをカバーできていないことに加え、土砂災害警戒区域についても、その指定が途上である。

さらに、災害時には情報の収集や伝達が自主避難や避難指示等の判断材料となるなど重要な要素であることから、本県でも長崎県防災ポータルや長崎県河川砂防情報システムを構築しているが、こうしたシステムの充実強化とともに、これらによる情報を避難の促進につなげていくために、防災情報の効果的な発信、情報収集・提供の主体である県、市町の防災人材の育成、自主防災組織の設立と活動の活性化、防災タイムラインの策定、実効性を高めるための訓練など、一層の充実強化を図っていく必要がある。

雲仙普賢岳は、平成 3 年の噴火災害以降、砂防・治山施設の整備が進められているが、山腹には多量の堆積物が存在することや、山頂には約 1 億 m³ の不安定な溶岩ドームが存在し、火山噴火や地震により、崩壊のおそれがある。大きな地震が発生した場合や崩壊した場合の避難対策について、現在、長崎県と 3 市で設置した、活動火山対策特別措置法に基づく雲仙岳火山防災協議会において、関係機関とともに、対策を検討しているところであり、対策の方針が決定したのち、具体的な避難計画の策定と避難訓練を行っていく必要がある。

地震・津波については、これまで平成 17 年の福岡県西方沖地震や大正 11 年の島原地震で人的、物的被害が発生しているが、平成 17 年度に実施した地震等防災アセスメント調査においては、雲仙活断層群の連動地震により、建物被害 34,262 棟、死者

数 2,001 人等の被害が想定されており、このことを踏まえ、住宅・建築物の耐震化や海岸堤防の整備、警察、消防、DMAT 等の救助、救急活動体制の強化を図ってきており、このうち、住宅の耐震化については、耐震化に対する認識の不足や、耐震改修や耐震診断の経済的負担が大きく、引き続き、きめの細かい対策が必要である。また、アセスメント調査から 20 年が経過していることから、あらたな知見や社会環境の変化に応じた調査とそれに伴う対策の見直しが必要である。

また、令和 7 年 3 月には、国において、南海トラフ地震の被害想定等が見直され、国の南海トラフ地震防災対策基本計画が改定されるとともに、本県の 7 市 1 町についても、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された。県、指定市町においては、津波からの防護と円滑な避難に向けて、地域防災計画に南海トラフ地震防災対策推進計画を策定し、必要な対策を講じていく必要があり、今後、詳細の被害想定等が必要である。

加えて、令和 4 年に、国の地震調査研究推進本部が長期評価を公表した、本県近海の 9 つの海域活断層による地震や津波についても、詳細な浸水等の調査や被害予測の調査が必要である。

まずは、自らが地震・津波に対して十分な強さを有することが重要であるが、大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地の位置、安全性が確認できていないこと、緊急輸送道路の無電柱化の対策が途上であること、住宅、建築物、道路、港湾等の耐震化に引き続き取り組む必要があること等が課題として挙げられる。

②地勢

本県には、長崎市や佐世保市等斜面に市街地が密集している地域が存在し、道路が狭いことで地震時などに緊急車両が通れない恐れがあり、避難地の整備や建築物の不燃化等を図る必要がある。このような密集地域については改善整備の取組が進んでいくが、解消にはいたっていない。

また、道路上において、地震により倒壊した家屋等のがれき、斜面の崩壊等により、円滑な救命・救護活動や緊急物資活動などが阻害されないよう、道路啓開計画を策定しており、実効性を高めていく必要がある。

多くの離島・半島地域を有する本県においては、中山間地域、沿岸地域、島嶼部の集落について、地震・風水害・津波を前提に外部アクセスの状況等から 490 余りの集落において孤立する可能性があることが明らかとなっている。こうした状況に加え、令和 6 年の能登半島地震で顕在化した課題も踏まえ、道路や港湾施設の防災・減災対策、緊急輸送道路の無電柱化及びリダンダンシーの向上、災害時の緊急輸送機能の軸となる高規格道路ネットワークの構築、洪水、土砂災害、津波、高潮への対策といった取り組みとともに、災害発生時の捜索・支援のために、ヘリコプターや船舶を円滑

に活用するための対策も必要である。

加えて、大規模な林野火災が発生した場合に、離島など、発生した市町のみでは、消防力が不足することも考えられることから、平時からの広域的な常備消防の応援体制の構築と自衛隊等の関係機関との連携体制の強化とともに、消防団活動の充実強化が必要である。

また、離島や半島において、災害が発生し、燃料供給が遮断された場合に備え、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入促進を通じて、エネルギー供給源を多様化させる必要がある。

③社会環境

大規模災害時には、行政が全ての被災者を直ちに支援することが難しいことから、住民一人ひとりが自ら防災対策を講じ、適切な避難行動をとること、家族、学校、地域での対応力の強化を図り、地域で助け合って救助活動を行うなどの取組により被害の軽減が期待できる。

本県では「みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例」を制定し、自助・共助・公助の理念の下に適切な役割分担を図ることを基本としながら、防災に関する意識の高揚や災害教訓の伝承、防災教育の機会の確保等に努めることとしている。

全国に先んじて、人口減少、高齢化が進む中、地域コミュニティの弱体化やそれに伴う地域防災力の低下が進むことが懸念され、このような社会環境の変化を見据えれば、自助、共助を強化する取組の一層の充実強化や、災害時に自ら避難することが困難な要支援者への支援体制づくりが必要とされている。

また、人口減少などにより、市町の財政が困難さを増している中、災害の激甚化や頻発化に対応していくためには、消防体制の維持強化が必要であり、そのためには、広域化や連携協力の強化が、これまで以上に必要である。

避難所の環境整備や運営については、能登半島地震を踏まえ、本県においても、生活スペースやトイレの確保、温かい食事や快適なベッドの提供、避難所近傍での備蓄などに課題があり、国の「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」などに沿って、計画的な整備を行う必要がある。

また、高齢者や障害者などの災害時要配慮者の避難生活の早期の段階から、福祉ニーズを的確に把握し、生活機能の維持を支援していく体制の構築が必要になってくる。

そのためには、防災関係団体や NPO・ボランティア団体、民間事業者との連携を強化する必要がある。

5. 施策分野ごとの推進方針

【横断的分野】

①【リスクコミュニケーション】

- 長崎県防災ポータルや防災情報システムを充実し、台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化を図る。(危機管理部、土木部)
- 災害からの迅速な避難の促進や防災対応の適切な実施、防災関係機関の適切な連携を強化するための「防災タイムライン」の策定を進める。(危機管理部、土木部)
- 住民が住み慣れた地域に安心して住み続けることができるよう、地域の生活や暮らしを守る活動について、行政だけではなく、自治会やNPOなど地域活動を行う多様な主体が参画し、支えあいながら、地域住民が主体となって取り組むことができる体制を構築する。(地域振興部)
- 長崎県近海の海域活断層による地震の震度や津波の浸水区域、被害予測の調査、本土地区の活断層による地震の被害予測の見直し、南海トラフ地震による震度や津波の浸水区域、被害予測の調査を実施したうえで、市町や防災関係機関と連携した防災対策の見直しの検討を進める。(危機管理部)

②【老朽化対策】

- 既に耐震対策が完了している県立学校及び県立社会体育施設については、引き続き老朽化対策や耐震点検の実施など施設の安全性の確保に努める。また、市町立学校、公立幼稚園、公立保育所、市町立社会体育施設については、各市町に対して国庫補助制度を周知しながら耐震対策の早期完了を働きかける。私立の幼稚園・保育所・認定こども園については、補助制度等について周知を図り、市町とも連携して耐震化未実施施設に対する働きかけを強化することにより、耐震化(非構造部材の耐震化も含む)を推進するとともに、国に対し耐震化工事に係る国庫補助の充実について要望を行う。(総務部、こども政策局、教育庁)
- 各沿岸における河川・海岸堤防等の計画高までの整備及び老朽化対策を計画的かつ着実に推進する。また、港湾・漁港管理者である市町に対しても、計画的かつ着実な整備を働きかける。また、河川・海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する。(水産部、土木部)
- これまでに整備した公共土木施設等が老朽化しており、限られた財源の中で本来の機能を維持し長期的に活用していくため、予防保全的手法を導入した効率的かつ計画的な維持管理により効率的かつ計画的に補修・更新を行う。(土木部)
- 陸・海・空の物資輸送ルートを確実に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を着実に推進する。(水産部、土木部)

- 上下水道、農業水利施設の耐震化等の耐災害性強化対策や長寿命化も含めた戦略的な維持管理・機能強化、供給支障発生時の早期復旧を可能とするためのデジタル技術を活用した遠隔監視等を進める。(県民生活環境部、農林部)
- 市町による、農業・漁業集落排水施設の老朽化対策や耐震化とあわせて、公共下水道と農業集落排水事業等との連携を促進する。(県民生活環境部、水産部)

③【離島・半島対策】

- 陸・海・空の物資輸送ルートを確実に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、国・県道の整備、道路の防災・耐震対策、緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、県有車両の活用、民有車両の借上げ、定期旅客航路における代替船の確保、建設業協会との災害支援協定に基づく航路啓開等の支援、ヘリコプターによる空中輸送体制の確立、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により、複数輸送ルートの確保を図る。(地域振興部、水産部、土木部、警察本部)
- 電源供給の途絶や通信回線のライフラインの途絶に備え、耐災害性の強化や代替手段の検討に取り組む。(総務部、警察本部ほか)
- 特に、離島において大規模災害が発生した場合に備え、住民及び災害応急対策従事者の非常食糧等について、計画的な備蓄を行う。(危機管理部、福祉保健部、警察本部ほか)
- 洋上風力など本県の地域資源を活用した再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。(産業労働部)
- 災害時においてもEV・PHEVの活用が可能な電力供給体制を維持するため、太陽光発電設備や蓄電池の導入を促進する。(県民生活環境部)
- 離島における交通施設の災害対応力を強化するため、国県道の整備、老朽化対策、道路の防災、耐震対策、空港・港湾へのアクセス性の向上等の施策を推進し、緊急輸送道路の耐災害性の強化を図ることにより、輸送モード間の連携を確保する。(土木部)
- 半島における交通施設の災害対応力を強化するため、高規格道路である西九州自動車道・島原道路・西彼杵道路の整備を促進する。また、都市部と拠点を連絡する国県道の未改良区間について、バイパスや道路拡幅などの整備を進める。さらに、防災機能の向上対策として、防災・老朽化・耐震対策等を実施し、既存の国県道の強靭化を図る。(土木部)
- ヘリコプター、船舶を活用した孤立集落への迅速で円滑な進入対策の構築を進める。(危機管理部)

④【南海トラフ地震に備えた防災対策の強化】

- 南海トラフ地震の津波からの防護、円滑な避難に向けた取組を、地域防災計画に「南海トラフ地震防災対策推進計画」として盛り込み、各種対策を実施する。(危機管理部、関係部局)
- 南海トラフ地震の詳細な浸水想定や被害想定を行うとともに、津波襲来のシミュレーションを実施し、それを踏まえた具体的な避難対策等を検討し、「南海トラフ地震防災対策推進計画」に追加する。(危機管理部、関係部局)
- 南海トラフ地震の津波からの円滑な避難に向けた、県民への広報、市町と連携した避難訓練を行う。(危機管理部)
- 南海トラフ地震等に備え、特に九州各県の警察災害派遣隊即応部隊、緊急消防援助隊との連携強化及び災害対処能力向上のため、関係防災機関を交えた、具体的な被害想定に基づく合同訓練を計画的に実施する。(危機管理部、警察本部)

⑤【人材育成】

- 県内全域で地域防災の核となる人材を養成するため、各地において防災推進員養成講座を開催する。また、過去に受講を完了した者を対象としたフォローアップ研修会も開催し、地域防災力の維持向上を図る。(危機管理部)
- 防災部局の人材・組織体制等の整備のため、防災関係の各種研修会への参加や訓練の実施・防災タイムラインの策定等を通じて、県市町の人材育成を推進する。(危機管理部)
- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制の構築、防災、減災のための地方公共団体への研修や講習会の開催、技術支援等を進める。(土木部)
- 県及び市町の災害廃棄物処理計画に基づき、実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図っていく。(県民生活環境部)
- 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承と人材育成を図る。(教育庁)
- 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の育成の視点に基づく横断的な取組を推進する。また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業の担い手確保・育成を図るための取組を推進する。(土木部)

⑥【官民連携】

- 民間事業者等との協定締結をさらに拡大し、ドローンの活用や仮設トイレの設置、キッチンカーによる温かい食事の提供、帰宅困難者への支援などを図る。(危機管理部)
- 応急用食料の調達について、災害時における物資の供給に関する協定を締結している民間流通備蓄と連携し実効性を高める。(福祉保健部)

- 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する。また、広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、原材料の入手や十分な応急用食料等の調達のための民間備蓄との連携等による県全体の備蓄の推進や企業連携型 BCP 等の取組を関係機関と連携しながら促進・改善する。(産業労働部)
- 装備資機材の充実、官民の自動車プロープ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICT を活用した情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進める。(警察本部)
- 電力供給遮断等の非常時に避難住民の受入れを行う避難場所や防災拠点等（公共施設等）において、太陽光発電設備、非常用発電機、応急用電源車等の整備等避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保に努める。また、通信障害の状況把握、情報提供、復旧プロセスについて、倒木処理に係る電気通信事業者との協定や電力・燃料・通信の連携に係る申合せなどに基づき、関係機関間の連携について訓練や平時からの情報交換等を通じてその実効性の向上を図る。(危機管理部、総務部、警察本部)
- 温かい食事の提供やトイレの確保などによる、避難所環境の向上に向けて、民間事業者との支援協定を締結し、平時から、連携を密にして、災害時に支援が受けられる体制を構築する。また、県のトイレカーについては、県内の被災地支援に加え、国の災害対応車両登録制度に登録し、全国の被災地に出動して支援するとともに、平時には、県民の防災意識の向上に向け活用する。(危機管理部)
- 支援物資の円滑な輸送を図るため、物資の輸送や荷捌きに関する支援業者と連携し、物資輸送拠点の円滑な運営を図る。(危機管理部、福祉保健部)

⑦【デジタル活用】

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、J アラートや防災行政無線・防災情報システム等の多様な手段により、緊急情報や被害情報等を県民や防災関係機関に迅速に提供する。(危機管理部)
- テレビ・ラジオ放送以外の多様な手段による情報提供ができるよう、インターネット、SNS や民間企業と連携した防災アプリを活用した情報発信を促進する。(危機管理部)
- 国の防災 IOT システム、避難所開設時における全国共通避難所・避難場所 ID などを活用し、関係機関における被災や避難所の状況の迅速な共有に努めるとともに、市町とともに、被災者支援システムの検討を進める。(危機管理部)
- 災害時の情報収集を円滑に進めるため、市町、関係団体と連携したドローンの活用促進に努める。(危機管理部)
- システムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する。(企画部、総務部)
- 情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発を進める。

(企画部、総務部)

- 長崎県防災情報システム、長崎県河川砂防情報システム（NAKSS）等により、
関係機関における情報共有を円滑に進める。（土木部）
 - 上下水道、農業水利施設の耐震化等の耐災害性強化対策や長寿命化も含めた戦略的
な維持管理・機能強化、供給支障発生時の早期復旧を可能とするためのデジタル
技術を活用した遠隔監視等を進める。（県民生活環境部、農林部）

[個別施策分野]

⑧【行政機能/警察、消防/教育等】

（行政機能）

- 災害発生時の初動体制や防災情報の収集・伝達体制、防災関係機関との緊密な連携体制の構築と、県民の防災意識の向上を図る。(危機管理部)
 - 県内行政機関（警察含む）が策定している BCP 計画について、組織改正や人事異動に伴う非常時優先業務の執行体制の見直しや業務立上げ時間の短縮を図るなど、見直しを行う。(危機管理部、警察本部)
 - 県内行政機関等（警察・消防を含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、庁舎・施設等の耐震・堅牢化、非常電源の確保、物資の備蓄、災害用装備資機材の整備拡充、近年の災害を踏まえた業務継続計画の見直し、災害時における職員の初動対応マニュアルの整備、具体的な被害想定に基づく訓練、防災タイムラインの策定等の取組を推進する。また、被災市町への県職員の派遣など、大規模災害時における広域的な応援体制の構築を推進する。(危機管理部、総務部、警察本部)
 - 能登半島地震を踏まえ、大規模災害発生時に県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するため、県災害時受援計画を適宜見直すとともに、市町に対しては、県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に災害対策にあたれるよう、市町災害時受援計画の作成、見直しについての助言等を行う。(危機管理部)
 - 能登半島地震を踏まえ、避難所環境を向上させるため、市町との協議会を通して、市町が行う資機材や保管倉庫等の計画的な整備、避難所開設訓練の実施を支援する。また、想定する最大の避難者をスフィア基準に沿って、避難所に収容できるよう、市町における施設の確保を支援するとともに、災害対応車両登録制度などにより、トレーラーハウス等の活用も検討する。(危機管理部)
 - 能登半島地震を踏まえ、広域物資輸送拠点の円滑な運営が図られるよう、運営体制を整備する。(危機管理部、福祉保健部)
 - 能登半島地震を踏まえ、県から市町、南海トラフ地震の県外の被災地へ情報収集や支援のために派遣される職員が使用する資機材について、活動に支障を来し、円滑な支援活動等が行われないようなことがないよう、平時から、資機材等の準

備に努める。(危機管理部)

- 能登半島地震を踏まえ、国や市町、関係機関との緊密な連携確保、有事即応体制の確立に向け、各種訓練を実施する。(危機管理部)
- 防災情報システムと国の総合防災情報システム（SOBO-WEB）を連接し、各種災害対応に活用するとともに、情報収集体制・人員体制を整備する。(危機管理部、総務部)
- 災害対策本部福祉保健部内に設置する保健医療福祉調整班や保健所の指揮調整機能の支援のための訓練を受けたチームを養成する等により、被災各地区の保健医療福祉ニーズに応じた各保健医療福祉活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療福祉活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する。(福祉保健部)
- 想定する計画規模に対する対策に時間を要しており、また想定規模以上の地震等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがあるため、関係機関・市町・地域住民・施設管理者等が連携し、迅速な被害情報の把握、情報連絡網の構築、迅速に避難できる体制づくり等を適切に組み合わせた対策を推進する。(危機管理部、農林部、土木部)
- 地籍調査事業を着実に進めるため、実施主体である市と連携を図りながら、国の優先採択地域の考え方則した事業計画を策定し、必要な事業費を確保する。また、調査を進めるにあたっては、固定資産課税台帳記録情報等を活用した土地所有者の探索、所有者等が不明の場合の公告による筆界案調査、現地立会の代替としての図面送付等による調査など、新たな調査手続の活用について、実施市町に助言し可能な限り境界の確認に努める。(地域振興部)
- 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、地方公共団体に対し、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておくことを促す。(福祉保健部、土木部、危機管理部)
- 平時から、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）における災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を確認し、関係省庁及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う地方公共団体等の対応力向上を図る。(水産部、土木部)

(警察、消防)

- 災害現場での人命救助能力を高めるため、警察災害派遣隊の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化、整備等を推進するとともに、消防をはじめとする関係機関との合同訓練等を実施し、連携を図る。(警察本部)
- 旅行者（外国人を含む）を含めた避難者に対する避難標識等の情報提供、市町や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進し、また、災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、行政機関や警察・消防等の通信

基盤・施設の堅牢化・高度化、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの整備、地理空間情報の活用等を推進する。(危機管理部、土木部、警察本部)

- 警察、消防において、災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団や水防団の体制・装備・教育訓練の充実強化を図る。(危機管理部、警察本部、土木部)
- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、衛星携帯電話等の代替手段の整備を図るとともに、電力の遮断に備え太陽光発電装置、非常用発電機（大型発動発電機）、応急用電源車等の導入を視野に入れる等、警察の情報通信システム基盤の耐災害性の向上等を図る。(警察本部)

(教育等)

- 災害等に対して主体的に行動する力を育成するために、学校種・地域の特性に応じた継続的で発展的な学校安全に係る取組を進める体制を構築することが必要である。(教育庁)
- 学校は児童・生徒、教職員が学校生活を送るだけでなく、災害発生時には高齢者や障害者を含む多様な地域住民が避難所として利用することから、施設の新築や改築、長寿命化改修、大規模改造等の際はバリアフリーに対応した施設・設備の整備に努める。また、各設置者に対して国庫補助制度を周知しながらバリアフリー化の推進を働きかける。(総務部、教育庁)
- 文化財建造物を地震災害から守り、利用者の安全を確保するため、所有者に対し、耐震補強の実施や活用方法・避難方法の検討など、耐震対策の推進を働きかける。また、専門的見地から指導や助言を行うとともに、耐震設計及び耐震対策工事に対する助成を実施する。(教育庁)
- 博物館における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留めることが必要である。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録（デジタル化）し、アーカイブするなど、文化財の保護対策を図る。(文化観光国際部、教育庁)

⑨【住宅・都市、環境分野】

(住宅、建築物)

- 住宅・建築物については、耐震診断、耐震改修計画の作成、耐震改修の支援により耐震化を市町や地域と連携して推進する。(土木部)
- 災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を、市町とともに推進する。また、市町による災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制及び同エリア外への移転を支援する。(土木部)
- 道の駅や国立青少年教育施設、防災機能を有する緑地公園など、災害時に活用が可能な施設について、役割を明確化するとともに防災機能を強化する。(危機

管理部、土木部)

- 石垣等も含め、文化財の耐震対策、防火・防災設備の整備等を進める。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。(土木部・教育庁)
- 道路や港湾などのインフラ被災時にはエネルギーの供給ができなくなる。このため、高規格道路である西九州自動車道・島原道路・西彼杵道路・長崎南北幹線道路・長崎南環状線の重点的な整備促進や国県道の整備、道路や港湾施設の防災・震災対策、老朽化対策、緊急輸送道路の無電柱化、地震・津波・風水害対策等を着実に実施する。また、東彼杵道路の早期事業化、構想路線の実現に向けた取組を進める。(水産部、土木部)
- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、内閣府に要請し、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に市町が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会を開催する。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、市町に方向性を示す。(総務部、福祉保健部、土木部)
- 自宅を失う者が大量発生しないよう、住宅の耐震化などや、災害リスクの高い場所へ地域人口が集中している状態を解消していくための合理的な土地利用を促す方策を検討し、取組を進める。(土木部)
- 被災時に円滑に判定活動を実施するため、「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」の養成を継続して行う。また、判定活動の実施体制を確立するため、庁内の関係部署や市町、関係団体と連携を深める。さらに判定活動のデジタル化について検討する。(土木部)
- 災害発生時の仮設住宅の早期建設のため、建設候補地の事前選定及び候補地リストの更新を行い、仮設住宅用地の確保に努める。また、災害時に迅速かつ的確に応急仮設建設ができるよう応急仮設建設ガイドラインの策定を進める。(福祉保健部、土木部)

(市街地等)

- 大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地について、その場所の特定及び安全性の確認のための変動予測調査に取り組む。(土木部)
- 火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な斜面地にある密集市街地などの改善整備については、長崎市、佐世保市に対して密集市街地の改善整備の推進を働きかけるとともに、両市において実施している老朽住宅等の建て替えと公共施設の整備促進(住宅市街地総合整備事業:密集市街地整備型)と連携し、住宅の不燃化・耐震化などに

より計画的な改善を図る。(危機管理部、土木部)

- 都市の中心市街地等において、細分化された建築物や敷地を集約化する市街地再開発事業・土地区画整理事業等により、避難地等の整備、不燃化及び耐震化等を実施することで、災害に強いまちづくりを推進する。(土木部)
- 空き家の維持管理や解体除却は、所有者により行われることが原則であり、県と市町が連携して、所有者による適切な管理を促すため、空き家の実態把握や、必要とされる情報や支援策、相談体制の整備を行う。(土木部)
- 民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の改善整備については、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建て替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。また、目標達成後も中長期的な視点から密集市街地の改善に向けて取り組む。(土木部)
- 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を推進し、復興事前準備についての県内市町への啓発を継続するとともに、県内市町が復興事前準備に取り組みやすい環境を検討する。(土木部)
- 河道掘削、築堤、洪水調節施設の整備・機能強化及び排水ポンプや雨水貯留管等の排水施設の整備、下水道（雨水）施設の整備等を着実に推進する。また、洪水ハザードマップや内水ハザードマップのカバーエリアを速やかに拡大するよう市町に働きかけるとともに、浸水想定区域図等の資料の提供など必要な支援を行っていく。また、雨量情報の市町への提供、「流域治水プロジェクト」のリスク情報発信等のソフト対策を推進する。なお、施設整備については、自然との共生及び環境との調和に配慮しつつ、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う。(県民生活環境部、土木部)

(上下水道等、ガス)

- 市町に対し、災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、水道施設の耐災害性強化対策に加え、水道事業者におけるアセットマネジメントの取組を促進する。(県民生活環境部)
- 気候変動等の影響により、渇水が更に深刻化するおそれがあることを踏まえ、関係者が連携して渇水による影響・被害を想定した上で、渇水による被害を軽減するための対策や危機時の代替水源の確保等に取り組むとともに、持続的な地下水の保全や雨水の利用促進に努める。(県民生活環境部)
- 上下水道、農業水利施設の耐震化等の耐災害性強化対策や長寿命化も含めた戦略的な維持管理・機能強化、供給支障発生時の早期復旧を可能とするためのデジタル技術を活用した遠隔監視等を進める。(県民生活環境部、農林部)
- 大規模自然災害時においても、感染症のまん延を防ぐため、防災拠点や感染症

対策病院等の重要施設に係る管路や下水処理場等の耐震化・耐水化等を促進し、下水の溢水リスクの低減や処理機能の確保を図る。（県民生活環境部）

- 水道施設故障時の応急対応を早期に行うためには、災害等のリスクをあらかじめ想定することや施設の現状の適切な把握が重要であることから、市町に対し、危機管理マニュアルの策定を引き続き促進する。（県民生活環境部）
- 上下水道耐震化計画に基づき、施設及び管路の耐震化を引き続き促進する。（県民生活環境部）
- 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防止するため、災害に強く早期復旧が可能な合併浄化槽の導入促進を引き続き行う。（県民生活環境部）
- 耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えについては、県立学校では必要に応じて大規模改造工事等の実施に合わせて取り組む。各設置者に対して国庫補助制度を周知しながら耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えを働きかける。（総務部、教育庁）

（有害物質、災害廃棄物）

- 有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進する等、国など関係機関と連携して対応する。（県民生活環境部）
- 必要に応じ市町と連携して、PCB やアスベスト等の有害物質に係る使用状況の実態や保管等の状況を把握する。（県民生活環境部）
- 大規模災害発生による、本県の貴重な自然環境への影響について、正確な情報を収集し、必要に応じ関係機関へ情報提供を行っていく。（県民生活環境部）

⑩【保健医療・福祉分野】

（保健医療）

- 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携体制の構築と実効性を高めるための訓練等に努める。（危機管理部）
- 被災時における大量の傷病者に対応するため、市町と地域の医師会との災害時協定の締結の支援、災害医療従事者研修会の開催による災害医療従事者の医療技術の向上と、災害拠点病院や地域の二次救急医療機関相互の連携強化を推進する。（福祉保健部）
- 大規模災害時に中核となる災害拠点病院や救命救急センターについては耐震化が完了しており、二次救急医療機関などその他の医療施設について、耐震改修の支援により耐震化を推進する。（福祉保健部）
- 災害対策本部福祉保健部内に設置する保健医療福祉調整班や保健所の指揮調整機能の支援のための訓練を受けたチームを養成する等により、被災各地区の保健医療福祉ニーズに応じた各保健医療福祉活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療福祉活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する。

(福祉保健部)

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を促進するよう市町に働きかけるとともに、必要な感染対策を実施できる体制を維持する。また、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つため、衛生資材について的確に確保できるようにしておく。さらに、避難者に対し、正しい感染症予防等の情報が提供できるよう、市町と連携する。(福祉保健部)
- 感染症の拡大防止のため、密集・密接・密閉を避ける取組として、分散避難を推進するとともに、多くの避難所を確保し、早めの避難をするよう広報に努める。(危機管理部、福祉保健部)
- 災害拠点病院等に「日本 DMAT 隊員養成研修」や九州・沖縄ブロックで開催される研修・訓練の受講を促すことで災害派遣医療チーム(DMAT)の養成を図る。(福祉保健部)

(福祉)

- 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する。(福祉保健部)
- 「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」に基づき、備蓄目標品目の必要数量の確保を推進する。(福祉保健部)
- 広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、各家庭、避難所等における食料備蓄を推進する。(福祉保健部)
- 大規模災害時において被災者に対し適切な福祉支援が行えるよう、被災地外から広域的に福祉人材を派遣する仕組みとして、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワーク構築に対する支援を行う。(福祉保健部)
- 高齢者や障害者、母子など特性に応じた福祉避難所の確保に向け、各市町と連携しながら対応する。また、「福祉避難所運用マニュアル」の未策定の市町には策定を促す。(福祉保健部)

⑪【産業分野(情報通信、エネルギー、産業構造)】

(情報通信、情報伝達)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートや防災行政無線・防災情報システム等の多様な手段により、緊急情報や被害情報等を県民や防災関係機関に迅速に提供する。(危機管理部)
- 長崎県防災情報システム、長崎県河川砂防情報システム(NAKSS)等により、関係機関における情報共有を円滑に進める。(土木部)
- 情報通信機能・情報サービスの確保のため、電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等の地域の防災対策を着実に進捗させる。(土木部)

- テレビ・ラジオ放送以外の多様な手段による情報提供ができるよう、インターネット、SNS や民間企業と連携した防災アプリを活用した情報発信を促進する。(危機管理部)
- 全ての住民に J アラートによる緊急情報を確実に提供するため、J アラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める。(危機管理部)
- 防災行政無線や防災情報システムによる緊急情報や被害情報の県民や防災関係機関への迅速かつ確実な伝達及び高度化の推進、旅行者に対する情報提供、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、県内の市町や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化の施策を着実に推進する。(地域振興部、危機管理部、警察本部)
- 通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める。(土木部)
- システムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する。(企画部、総務部)
- 通信障害の状況把握、情報提供、復旧プロセスについて、総務省及び通信事業者リエゾンのマニュアルの充実を図り、また、倒木処理に係る電気通信事業者との協定や電力・燃料・通信の連携に係る申合せに基づき、関係機関間の連携について訓練等を通じてその実効性の向上を図る。(危機管理部、総務部)
- 情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発を進める。(企画部、総務部)

(エネルギー)

- 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策として、今なお高速交通ネットワークから取り残されている半島地域を中心に、西九州自動車道・九州横断自動車道（高規格幹線道路）の整備促進、島原道路・西彼杵道路（地域高規格道路）等の重点的な整備推進、東彼杵道路の事業化及び、島原天草長島連絡道路の早期実現に向けた取組を着実に進めるとともに、災害時における複数の代替ルートが選択可能となるよう、既存のネットワーク強化を図るため、国県道の計画的な整備を推進する。(土木部、危機管理部、地域振興部)
- 災害時における太陽光発電や蓄電池・電気自動車（EV）の活用を促進することで、レジリエンス（防災・減災）の向上を推進する。(県民生活環境部)
- 関係機関と連携を密にし、地震、津波、土砂災害等により、被災地に至る道路が寸断された場合における代替輸送手段（船舶・航空機）の確保に努めるとともに、必要な装備資機材の整備・更新を随時推進する。(総務部、警察本部ほか)
- 工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。(産業労働部)

(大規模施設)

- 火災、煙、有害物質等の流出により、松浦市・新上五島町に立地するコンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。(危機管理部、県民生活環境部)
- コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害への対応体制の強化を図る。(危機管理部)
- コンビナートエリア内企業の BCP/BCM 構築の促進・持続的な推進など民間事業者における取組が促進されるよう、関係団体等と連携し、BCP の必要性の啓発活動及び策定・推進支援等に努める。(産業労働部)
- エネルギー供給施設の災害に備え関係機関による合同訓練の実施等を推進する。加えて自衛防災組織の充実強化を図る。(危機管理部)

(サプライチェーン等)

- 大規模自然災害発生時においても経済活動を維持していくため、サプライチェーンの確保をはじめとする、企業毎の BCP 等策定に加え、企業連携型 BCP 等の策定への民間事業者における取組が促進されるよう、関係団体等と連携し、BCP の必要性の啓発活動及び策定・推進支援等に努める。(産業労働部)
- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、食品サプライチェーンを構成する事業者間による災害時対応に係る連携・協力体制（災害対応時の食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、地方公共団体等における連携・協力体制の拡大・定着等）の構築、食料等の一連の生産・流通過程に係る BCP の策定等を促進する。(産業労働部、水産部、農林部)
- 大規模災害発生時における、金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関における BCP 等の策定及びその実効性の確保が必要であることから、関係機関と連携しながら、BCP 等の作成や、その実効性の検証等を実施していく。(産業労働部)
- 大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、製造業、物流事業者の BCP 等の策定、とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、荷主と物流事業者が連携した BCP 等の策定を関係機関と連携しながら促進していく。(産業労働部)

⑫【農林水産分野】

(海岸堤防等)

- 海岸防災林については、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果の発揮が図られるよう、その機能の維持・強化等に取り組む。(農林部)

(生産基盤等)

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、生産基盤施設等の

機能保全計画の策定や農業水利施設や農道橋等の耐震化、保全対策、総合的な防災・減災対策を推進する。また、施設管理者の業務継続体制の確立、農地保全及び治山対策、農山漁村の防災対策等を推進する。(水産部、農林部)

- 避難拠点や流通拠点となりうる漁港及び港湾については、台風避難後や災害発生後も迅速な生産流通活動が再開できるように、災害に強い漁港漁村地域の形成、施設整備を実施する。(水産部、土木部)

(ため池等水利施設)

- ため池ハザードマップの作成周知等のソフト対策による地域コミュニティの防災・減災力の向上に取り組む。(農林部)
- ため池については、一斉点検、劣化状況評価、地震耐性評価に基づき、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高い防災重点農業用ため池の対策を推進する。(農林部)

(山地、森林)

- 流木による被害を防止・軽減するため、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達促進のための間伐など、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じたきめ細かな対策を実施する。森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を推進した上で、地域に根差した植生の活用など、自然と共生した多様な森林づくりを図る。(農林部)
- 洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策等を着実に推進する。(農林部)
- 山地災害については、航空レーザ計測等のICTも活用した発生する危険性の高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や機能強化・老朽化対策、森林の整備を組み合わせた対策の実施、流木捕捉式治山ダムの設置などの流木災害への対応の強化等を通じて、事前防災・減災に向けた山地災害対策の強化を図る。特に、近年の山地災害の発生状況を踏まえ、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策等を現地の状況に応じて複合的に組み合わせた治山対策を進めるとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を推進する。(農林部)
- 森林の有する多面的機能の發揮に向けて、条件不利地等を含む森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備の着実な実施を図るため、施業コストを低減させるとともに、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する。また、地域の活動組織による森林の保全管理活動等を市町等の協力を得て支援するとともに、施業の集約化を図るための条件整備や森林境界明確化等を推進する。(農林部)

⑬【国土保全・交通、物流】

(国土保全・火山災害対策)

- 沿岸市町に対して、引き続き速やかなハザードマップ作成を働きかけるとともに、浸水想定区域図等の資料の提供など必要な支援を行っていく。(水産部、土木部)

- 津波対策のための避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた緊急輸送道路の無電柱化、沿道建物の耐震化等の対策を関係機関が連携して推進する。(土木部)
- 土砂災害警戒区域の指定、火山災害に係る避難計画の策定等の進捗が途上であり、広域的かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策で十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、広域的かつ大規模な災害発生時の対応方策について推進する。あわせて、砂防事業、森林整備事業等のハード対策の着実な推進に努める。(農林部、土木部)
- 土砂災害が発生するおそれのある土砂災害警戒区域の周知については、土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに市町と連携して、ハザードマップの早期作成、避難確保計画や避難訓練等の実施等により警戒避難体制の確立を図る。(危機管理部、土木部)
- 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、既存盛土等の基礎調査を進め、危険な盛土等の把握及び周知を行うとともに、新たに許可等が必要な工事については、許認可の手続きを通して指導監督に努める。(土木部)
- 大規模土石流や溶岩ドーム崩壊及び火山噴火による災害等に備え、国・県・市等の関係機関が連携して関係市の避難計画の策定を支援する。なお、雲仙岳火山防災協議会（平成27年1月設置）において、専門的知見を踏まえながら、火山現象や火山防災対策に関する協議・検討が進められていることから、その結果に基づき、支援に努める。(危機管理部、農林部、土木部)
- 溶岩ドーム崩壊に対する住民避難に資するため、防災情報の充実を図るとともに住民の警戒避難対応や防災機関の情報伝達等の対応を確認するための合同防災訓練を実施する。さらに雲仙普賢岳及びその周辺地域において、観測調査、避難等に必要なインフラ施設（登山道、避難施設等）の整備と十分な管理を図る。(危機管理部、土木部)

（交通）

- 台風等事前に想定される災害に対し、交通機関の運行（航）中止状況等について、早い段階から利用者に対して情報を提供する。(地域振興部、土木部)
- 定期的な点検により適切な道路施設の維持管理を行うとともに、緊急車両の通行確保及び停電等による二次被害の発生を防止するため、市街地等の幹線道路の無電柱化を推進する。(土木部)
- 交通施設の災害対応力を強化する対策（道路・鉄道・港湾・海岸・空港の防災・震災対策、老朽化対策、緊急輸送道路の無電柱化等）、交通施設を守る周辺対策（水害、土砂災害等に関するリスクの洗い出し・情報共有・調査研究等、治水・治山・海岸・砂防等の対策）を推進する。(地域振興部、土木部)
- 災害時においても道路交通の安全を確保するため、老朽化した信号機等の計画的な更新等の交通安全対策を推進する。(警察本部)

- 道路橋の耐震補強、斜面対策等により、発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する。(土木部)
- 交通機関の運行状況や今後の開通の見通しのほか、通行実績情報などの自動車の通行に関する交通情報を迅速に一般道路利用者に提供していく。(地域振興部、土木部、警察本部)
- 交通事業者において、災害時の情報発信業務が滞らないよう体制の強化に努める。(地域振興部)
- 地震時の建築物倒壊等による道路の閉塞は、その後の復旧作業に著しい支障をきたすため、「地震時に緊急輸送道路を閉塞する恐れのある建築物」の「耐震診断」「耐震改修計画作成」への支援により耐震化を市町や地域と連携して推進する。(土木部)
- 訓練や協議会を行い、定期的に道路啓開計画を見直すことで、道路啓開の実効性の向上を図る。(土木部)

(物流)

- 陸・海・空の物資輸送ルートを確実に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、国・県道の整備、道路の防災・耐震対策、緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、県有車両の活用、民有車両の借上げ、定期旅客航路における代替船の確保、建設業協会との災害支援協定に基づく航路啓開等の支援、ヘリコプターによる空中輸送体制の確立、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により、複数輸送ルートの確保を図る。(地域振興部、水産部、土木部、警察本部)
- 新物資システム（B-PLo）を活用した訓練等を実施することで、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築を図り、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。(危機管理部、地域振興部、福祉保健部)
- 燃料供給ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有等必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための輸送協力や諸手続の改善等を検討する。(土木部)
- 現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供する。(土木部、警察本部)
- 非常に既存の交通ネットワークの円滑な活用を確保するための取組（国県道の整備、代替ルートの整備・検討・普及・啓発、海上・航空輸送ネットワークの確保のための体制構築等）を関係機関が連携して推進する。(土木部)
- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、国県道の整備、港湾、空港等の老朽化・耐震対策等を推進する。(土木部)

○ 物流インフラ整備に当たっては、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減を実現する産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網を構築する。特に、今なお高速交通ネットワークから取り残されている半島地域を中心に、高規格道路である西九州自動車道・島原道路・西彼杵道路の整備を促進するとともに、長崎南北幹線道路や長崎南北環状線についても整備を推進する。また、東彼杵道路の早期事業化、構想路線の実現に向けた取組を進める。（土木部）

6. 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に強靭化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

過去の災害経験や地域特性、時代、情勢の変化、緊急性等の要素を勘案し、21の重点化すべき対応方策、推進方針を選定した。

以下に重点化すべき対応方策、推進方針により回避する「起きてはならない最悪の事態」を示す。

重点化にあたっての視点

- 【a】過去の災害経験（土砂災害、火山災害等）
- 【b】地域特性（離島・半島等）
- 【c】時代、情勢の変化（気候変動、地域防災力低下、インフラ老朽化等）
- 【d】緊急性（人命保護に直結、リスクの切迫性等）

長崎県国土強靭化地域計画リスクシナリオ

(令和7年度改定)

起きてはならない最悪の事態		重点化
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	d
1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	d
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	d
1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）	a,b,c,d,
1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然タムの決壊など）等による多数の死傷者の発生	d
1-6	火山噴火や火山噴出物・火碎流堆積物の流出等（雲仙岳）による多数の死傷者の発生	d
1-7	暴風雪や豪雪、防風等に伴う多数の死傷者の発生	d
2-1	警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	d
2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	b,d
2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	d
2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	c, d
2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱	d
2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	b,c,d
2-7	被災地での感染症の大規模発生	d
3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	
3-2	長崎県内の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による競争力の低下	
4-2	コンビナート（松浦市・新上五島町）・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出	
4-3	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	
4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響	b,d
4-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	c
4-6	農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下	
5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態	
5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止	b
5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止	b
5-4	上下水道等施設の長期間にわたる機能供給停止	
5-5	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	b
6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域の合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	
6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態	
6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	c
6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響	
6-7	住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	
7-1	離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生	b,c,d

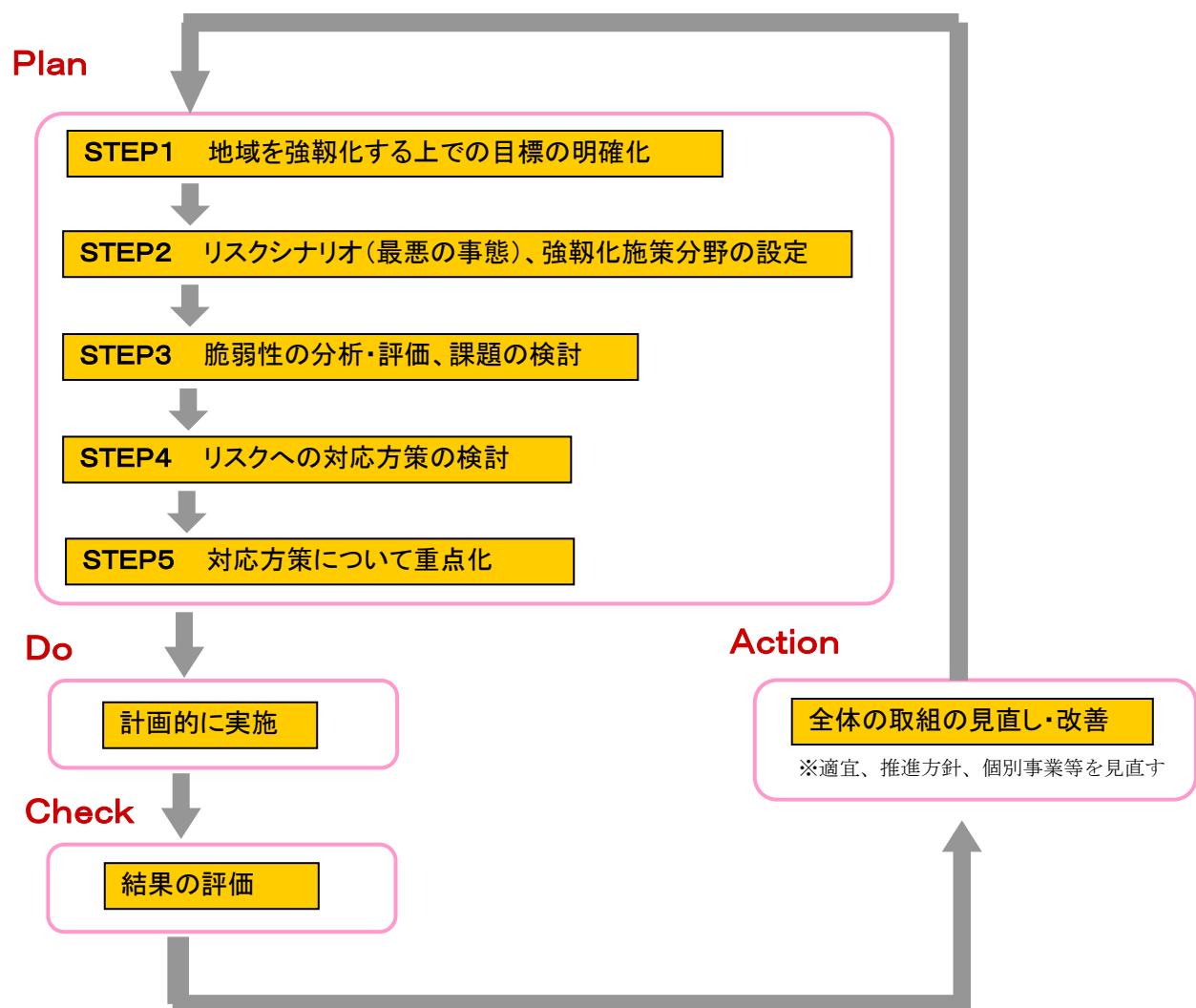
7. 計画の推進体制

長崎県国土強靭化地域計画については、第一次国土強靭化実施中期計画により、取組の更なる加速化・深化を図るとともに、かかる施策を総合的、計画的に推進するため、以下の進め方により、PDCAサイクルをまわして、進捗状況を把握していく。

本計画の計画期間は令和8年度から令和12年度までとし、概ね5年ごとに計画内容を見直すこととする。

また、施策の進捗状況並びに国の動向等に応じて、推進方針や個別事業等の見直しを適宜行うものとする。

(PDCAプロセス)



(体制)

- ・ 長崎県国土強靭化地域計画推進本部（府内会議）
- ・ 長崎県防災会議（関係団体会議）